

令和7年度青森県県外人材雇用受入環境整備支援事業費補助金（補正予算分）交付要綱

（趣旨）

第1 県は、農業分野における県外人材の受入拡大により、労働力の安定確保を図るため、農業者等が行う県外人材の居住環境の整備に要する経費について、令和7年度補正予算の範囲内において、当該農業者等に対し、青森県県外人材雇用受入環境整備支援事業費補助金（補正予算分）（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象経費等）

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、事業実施主体及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（申請書等）

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の内容を明らかにした書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の条件）

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、事業費の30パーセントを超える増減又は補助金の増を伴う変更をする場合において、事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
なお、これらの変更該当しない場合であっても、変更の内容を十分に精査し、必要に応じて知事の指導を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業（補助対象経費の工事を伴う経費に限る。）に着手したときは着工届（第3号様式）を遅滞なく知事に提出すること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告して、その指示を受けること。
- (5) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間整備保管しておくこと。
- (6) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳（第4号様式）その他関係書類を第10に規定する期間、整備保管すること。

- (7) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を常に良好な状態で管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (8) 補助事業の実施に当たって、建築基準法その他関係法令を遵守すること。
- (9) 規則第 19 条本文の規定により、知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合において、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (10) 事業実施年度から 3 年間、各年度における取組状況について記載した事業成果報告書（第 5 号様式）を作成し、各年度の翌年度の 4 月 15 日までに知事に提出すること。なお、県外人材の受入計画の最終年度に、計画人数を達成できなかった場合は、併せて、改善計画（第 6 号様式）を提出すること。

（申請の取下げの期日）

第 5 規則第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第 6 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払により交付することがある。

（補助金の請求）

第 7 補助金の請求は、補助金（概算払）請求書（第 7 号様式）を知事に提出して行うものとする。

（実績報告）

第 8 規則第 12 条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の翌年度の 4 月 15 日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第 8 号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助対象経費の支払状況が確認できる書類の写し
- (2) 財産管理台帳（第 4 号様式）の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

（処分の制限を受ける財産）

第 9 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号に掲げる処分の制限を受ける財産は、その取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものとする。

（処分の制限を受ける期間）

第 10 規則第 19 条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は、令和8年3月27日から施行する。

別表（第2関係）

補助対象経費	事業実施主体	補助金の額
<p>事業実施主体が、農業分野における県外人材の受入拡大に向けて、次に掲げる県外人材の居住環境の整備のために行う改修等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 居住スペース (2) トイレ (3) 浴室（シャワー室） (4) 空調設備 (5) Wi-Fi 設備 (6) その他知事が必要と認めるもの 	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を受けた者をいう。） (2) 次のいずれかの認定を受けた者 <ul style="list-style-type: none"> ア 農業経営士 イ 青年農業士 ウ ViC・ウーマン (3) 農業協同組合（農業協同組合の子会社を含む。） (4) 2戸以上の農業者（法人を含む。）で組織された団体 	<p>補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の3分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は1,500千円のいずれか低い額以内の額</p>